

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|----------------------|---------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | | 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 |
| 2 | 対象税目 | | 所得税(外) 「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)Ⅰ5力に定める政策評価の義務付けの対象外 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | | 《内容》 家内労働者等の事業所得又は雑所得について、その必要経費が65万円に満たない場合には、65万円までを必要経費と認める。 《関係条項》 租税特別措置法第27条 |
| 4 | 担当部局 | | 雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | 評価実施時期:平成28年度 分析対象期間:平成27年度 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | | 昭和63年度創設 平成元年見直し(必要給与所得控除の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等に係る最低保障額を57万円から65万円に引上げ。当省から要望したものではない。) |
| 7 | 適用期間 | | 期限なし |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 家内労働者の生活の安定を確保すること。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 家内労働法(昭和45年法律第60号)第1条において、同法の目的について、家内労働者の労働条件の向上による家内労働者の生活の安定と規定されており、同法第25条において、国及び地方公共団体は、家内労働者等に対し、同法の目的の達成のために必要な援助を行うよう努めなければならないこととされている。 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 家内労働者について、給与所得者との税負担の公平性を確保すること。 |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 家内労働者について、給与所得者との税負担の公平性を確保することにより、家内労働の生活の安定に資する。 |

| | | | |
|----|--------------------|--|---|
| 9 | 有効性等 | ① 適用数等 ② 減収額 ③ 効果・税収減是認効果 | <p>租税特別措置が適用される家内労働者の数については、現状確認する手段を持たず、把握していないが、家内労働者数は111,038名（平成27年度家内労働概況調査）である。</p> <p>租税特別措置による減収額については、現状確認する手段を持たず、把握していない。</p> <p>《効果》 平成26年度家内労働等実態調査によれば、家内労働に要した必要経費があるのは家内労働者の12.9%にとどまり、その26年9月分の平均必要経費額は22,047円（12か月分に換算すると264,564円）であることから、家内労働者の大半が、必要経費を65万円とすることを認められていると考えられる。 また、同調査によれば、平成26年9月分の家内労働者の平均工賃月収額（必要経費を除く。）は46,890円であり（12か月分に換算すると562,680円）、これに平均必要経費額を加えた金額は68,937円（12か月分に換算すると827,244円）であることから、これから65万円を必要経費として差し引くことにより、多くの家内労働者の所得税額が少額に抑えられていると推察される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 家内労働者の所得税額が低く抑えられ、家内労働者の生活の安定が図られることにより、多様な就業ニーズを満たす就業環境の整備に資する。</p> |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相違性 | <p>家内労働者について、給与所得者との均衡のとれた課税制度を設けることは、税負担の公平性の観点から妥当である。</p> <p>—</p> <p>—</p> |
| 11 | 有識者の見解 | | — |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | | 継続する。 |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

＜記載要領＞

II 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 「対象税目」には、以下の内容を記載する。
 - ・ 政策評価の対象とした税目
 - ・ 税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
- 3 「租税特別措置等の内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「内容」には、租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、租税特別措置等に関する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

8③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする達成目標について可能な限り定量的に記載する。また、当該目標の測定指標を具体的に記載する。
- ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記8③の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用数及び適用額（過去の実績）を年度ごとに記載する。

過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数又は適用額が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

9② 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を年度ごとに記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

9③ 「効果・税収減是認効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「効果」には、上記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

また、上記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、租税特別措置等による達成目標の実現状況を上記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載するとともに、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）が既に達成されていないかを記載する。

所期の目標を変更する場合には、新たな達成目標へ変更する理由についても具体的に記載する。

- ・ 「税収減を是認するような効果の有無」には、上記9①、9②及び9③の「効果」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記9③の「効果」に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

- 10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 11 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。
- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。
- また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。